

# 生徒会会則

## 第1章 名称

第1条 この生徒会は、さいたま市立大谷場中学校生徒会（以下、「生徒会」）という。

## 第2章 目的

第2条 この生徒会は、自発的な自治的活動を行い、生徒自身の学校生活の向上をはかり、よりよい校風をうち立て立派な社会人となるため民主的 school 生活実現のために努力することを目的とする。

## 第3章 会員

第3条 この会の会員は、さいたま市立大谷場中学校の全生徒とする。

第4条 会員の権利と義務は次の通りである。

1. この会の諸活動に参加する。
2. 役員を選挙し、また選挙される。
3. 会費を納める。
4. 会員はすべて平等であり尊重される。

## 第4章 顧問

第5条 先生をこの会の顧問として、この会に必要な指導と助言をうける。

## 第5章 会議

第6条 この会には次の会議をおく。

1. 生徒総会
2. 中央委員会
3. 専門委員会（学級生活、体育、保健、給食、環境美化、図書広報、放送）
4. 部長会（各部部長）
5. 選挙管理委員会

第7条 生徒総会はこの会の最高機関である。

第8条 定例総会は、毎年1回開き、臨時総会は会員1割以上の要求、または中央委員会の要求する場合に開かれる。

第9条 生徒総会は生徒会長が招集し、会員の3分の2以上の参加があれば成立し議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第10条 生徒総会は次のことを行う。

1. 予算、決算に関すること。
2. 会則の変更に関すること。
3. その他重要な事項。

第11条 中央委員会は生徒会役員と各学級生活委員、各専門委員長で組織される。

第12条 中央委員会は、生徒総会に次ぐ議決機関である。

第13条 中央委員会の成立は会員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成を得て成立する。

第14条 生徒総会の議長団は学級生活委員会の中の正副委員長から2名選出する。

第15条 中央委員会の任期は委員改選までとする。

第16条 中央委員会の任務は次の通りとする。

1. 各専門員会と各部で立てた事業計画を審議する。
2. 年度計画と予算案を審議する。
3. 生徒総会に提出する報告書を審議する。

第17条 生徒会役員は採決権を持たない。

## 第6章 役員

第18条 この会は次の役職をおく。

会長(1名) 副会長(2名) 総務(6名)

第19条 役員は立候補者の中から無記名投票で会員によって選ばれる。

第20条 役員の任期は10月の選挙から1期、1年間とする。ただし、再選を妨げない。

第21条 役員選挙は別に定める選挙規定により選挙管理委員会がその事務をとり行う。

第22条 役員の仕事は次の通りとする。

会長 生徒会を代表し会員をまとめ会議を招集する。

副会長 会長を助け、会長に事故あるときこれにかわる。

総務 企画運営を通し生徒会活動全体をサポートする。

## 第7章 専門委員会

第23条 この会は、学級生活、体育、保健、給食、環境美化、図書広報、放送の専門委員会が組織され、各部の企画運営にあたる。

第24条 専門委員会の任期は4月～10月、10月～3月の2期とし再任を妨げない。

第25条 この会には、必要があるとき、中央委員会の議決によって特別委員会をおくことができる。

## 第8章 財政

第26条 この生徒会の経費は生徒会費による。生徒会費の額は生徒総会の出席会員の4分の3以上の承認を受けて決定する。生徒会費は年額 2,400 円とする。

第27条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第9章 改正

第28条 この会則の改正は文章で、中央委員会に提出し、中央委員会の3分の2以上の多数から承認され、生徒総会の4分の3以上の賛成があれば成立する。

第29条 この会則は、平成6年4月1日から発効する。

第30条 この会則は、平成22年4月1日から発効する。

第31条 この会則は、令和5年4月1日から発効する。